## 鳥瞰:アメリカ刑事陪審「評議の秘密」

## -連邦証拠法 606(b)と評決後インタビュ-

## 河 辺 幸 雄

- 目 次
- 一はじめに
- 二 アメリカ陪審評議の秘密評決後公開への二つの視座
  - ① 第一の視座
  - ② 第二の視座
- 三 アメリカ陪審評議の秘密評決後公開の裁判所内での実相
  - ① 第二の視座に基づく連邦証拠法 606(b)
  - ② 第二の視座に基づく連邦法 1508
- 四 アメリカ陪審評議の秘密評決後公開の裁判所外での実相
  - ① 評決後インタビューに対する積極的評価に援用されやすい記事内容
  - ② 評決後インタビューに対する消極的評価に援用されやすい記事内容
- 五 評決後インタビューに対する評価
  - ① 有益性を強調する視点
  - ② 有害性を強調する視点
- 六 憲法上の保護の相克
  - ① 修正第1条
  - ② 修正第6条
- 七 アメリカ陪審裁判官による陪審員と陪審制度保護のための戦略的手法
  - ① 第二の視座からの評決後インタビューの制限(対弁護人・被告人)
  - ② 第二の視座に立つ陪審裁判官による評決後インタビューに対する 戦略的制限 (対プレス)
  - ③ 第二の視座に立つ陪審裁判官による匿名陪審
- 八 アメリカ陪審評議の秘密評決後の公開に関する現在の傾向
- 九おわりに

#### 一はじめに

アメリカ刑事陪審(以下アメリカ陪審という)では、評決後、元陪審 員は、自らが関与した評議の内容を、場所、方法、時を問わず、すべて公開 できるのであろうか。アメリカ陪審評議の秘密評決後の公開に関連するアメ

リカ論文を検討する。それらのなかには、より根本的な公開を志向するもの、 又より厳しい制限を提案するものがある。本稿では、連邦全体を鳥瞰した結果について客観的素描を心がける。

検討の方法と結果は次の通りである。切り口として、まず連邦全体を 裁判所(法廷)内と裁判所(法廷)外の二つの場に分ける。そしてそれぞれ の場での陪審評議の秘密の評決後の取り扱いの実相を捉え、陪審に対する視 座と憲法上の権利を対比して整理する。結果は次の通りである。裁判所(法廷) 内においては、元陪審員が証人として評議室の中での議論とその経過につい て証言することはできない。即ち上訴審では、陪審原理に関するコモンロー を根拠に制定された連邦証拠法 606(b)により、元陪審員は、評議の秘密公開 を証言内容とする証人にはなれない。このように、司法的側面では陪審評議 の秘密は、完全に閉じられている。一方裁判所(法廷)外である一般社会で の公開は許容され、その内容の吟味は思想市場での淘汰にゆだねられる。そ の両場の狭間では、陪審裁判官が、陪審員の保護と陪審制度の維持を根拠に、 時には、匿名陪審を使用し、あるいは、裁判所(法廷)外に向かって、陪審 員口止め命令とプレスに対する陪審員への接触禁止命令を発する。アメリカ 陪審の政治的側面においては、評議の内容は、元陪審員によってあまねく公 開される。両側面の境界領域は混沌としながらも不思議な均衡を保つ。以下 に検討の経過を示す。

## 二 アメリカ陪審評議の秘密評決後の公開への二つの視座

アメリカ陪審 200 年の歴史の経過にもかかわらず、いまだ決着を見ない視座の対立がある。陪審に対する二つのビジョンは、アメリカ陪審評議の秘密の評決後の開閉の方向性についての対立した意見へと結びつく。アメリカ陪審評議の秘密の実相は、一見錯綜するように見えるが、理論的には、次の二つの視座の対立に収斂する。

#### ① 第一の視座

多くの学者が採用している視座である。個々の評決が、公正で公平な陪審によって、証拠のみに基づいてなされるべきであるという立場をとる。その立場は、陪審評議の秘密についての公開論に結びつく(1)。その主張はつぎの通りである。(i)陪審制度は、すべての政府の機関と同じように、社会への説明責任と、陪審評決の持つ不完全性に対する現実的な容認という相克する価値の均衡を必要とする。(ii)現在の陪審秘密の運用方法は、後者(不完全に対する現実的な容認)よりもはるかに前者(社会への説明責任)を犠牲にしすぎている。(iii)陪審制度についての説明責任は、増大しているので、社会は、ますますプレスを始め評議に関する調査を求めている。(iv)陪審評議の内容の一般社会への公開に反対する人でさえ、陪審評議に対する調査の推進の正当性を認めている(2)。公開許容の根拠を憲法修正第1条の中に見出す(3)。

#### ② 第二の視座

国会とほとんどの裁判所が採用している視座である。陪審評決後の公開および検証を制限することを主張する。彼らは、個々の陪審員、および全体としての陪審制度の保護により注視する。この立場は、政策的配慮に基づくが、憲法にもその根拠を置く。この見解の根底にある主な政策的配慮の一つは、後の公開のために陪審員を務める市民の評議室内での自由な意見発表が危機にさらされることへの意識である。評議室内における率直で自由な意見交換は、陪審秘密なくしては保護されないものであるとする。もし個々の陪審員が、評議評決においてとった立場について評決後に社会から検証されるならば、陪審員は、社会的に不人気なそして社会を怒らせる評決を下そうとする自由を感じなくなるからである。評決後の検証は、修正第6条を破壊する(4)。

三 アメリカ陪審評議の秘密評決後公開の裁判所内での実相

陪審員のあるものが、実質的に評議に参加することなく、占い板やコインで自己の意見を決めたものがいること、あるいは、全員に近い陪審員がはじめから評議をする意思がなく、わずか数分で評決を他の少数陪審員に迫ったということが評決後判明した場合、アメリカ陪審では、有罪宣告を受けた被告人は、上訴審で、そのように発言する元陪審員を証人として証言させることができるのであろうか。

#### ① 第二の視座に基づく連邦証拠法 606(b)

アメリカ陪審が、ひとたび陪審員室に入った後は、裁判所の監督が行き届かない。酔っ払いや怠慢な陪審員が、被告人を有罪にしても、その決定は吟味されない。陪審員は、陪審員室内での行動およびその結果としての評決について答えなければならないことはなく、証人として召還されることはない<sup>(5)</sup>。アメリカ憲法修正6条は、すべての刑事被告人に対して、公平な陪審による公正な裁判を受ける権利を保障している。その公平な陪審には、偏見を持つことなく、証拠のみに基づいて決定することが求められる。もし陪審のメンバーが、偏見に基づいて判断した場合にも、被告人はこの基本的な権利を拒否されるのであろうか<sup>(6)</sup>。元陪審員は、上訴審法廷で、証人となってそのような評議室内事情を証言することはできない。陪審評決の事後検証は、陪審員に対して、困惑と脅威を与え、陪審員室での自由な議論を阻止し、裁判所の判決の社会的信頼を侵食するとの懸念を根拠とする<sup>(7)</sup>。

連邦証拠法 606(b) は、宣告を覆すための元陪審員証言を禁止したコモンローに起源を持つ。1785 年、英国 Vaise v Delaval 事件で、裁判官 Mansfield は、元陪審員の証言は、陪審員評決を非難するためには許容できない、と判決した。このような陪審員の証言は、卑劣な行為と評された(8)。この Mansfield ルールは、すばやくアメリカ法理に受け入れられた。元陪審員は、陪審の過誤について証人になれないというルールは、1975 年に連邦証拠法 606(b) が制定される以前に、すでにアメリカでは定着していた(9)。 1915 年に

連邦最高裁判所は、「陪審証言のような証拠を採用することを支持する意見は、陪審員の不法な行為によって誤った取り扱いを受けた訴訟当事者(被告人)の立場からすれば、当然至極で反論の余地はない。しかしその意見は、ルール 606(b)を修正、廃止させることの説得にはならない。たしかに、元陪審員の証言を採用しないことは、誤判を覆すためのたった一つの可能な証拠を排除する。しかし元陪審員を証人採用するように法を変更することは、最も有害な方法即ち陪審員を買収するということにドアを開くことになる。この実践は危険な結果をはらんでおり、評決は安定性を失う。」と述べた(10)。1975年に、イギリス・コモンロー理論は、アメリカ連邦証拠法606(b)として制定法化された(11)。法は、陪審員証人採用の範囲について、より厳しい禁止を採用し、外部からの偏見のある情報もしくは外因性情報についての証言は採用するが、評議中になされた表現、議論、過ち、偏見、あるいは陪審員の心理過程など即ち内因性情報に関しては証人採用しない、と定められた(12)。外因性に相当するものとしては、廷吏および新聞を通しての外部情報をさすものとされる(13)。

606(b)の立法趣旨は、その背景にある制定の歴史およびこのルールに対する最高裁判所の分析により明らかにされた。それは、陪審裁判におけるコモンロー慣習法である評決の終局性の要請である $^{(14)}$ 。多くの改正案が提示されてきたが、いまだにどれも採用されていない $^{(15)}$ 。多くの学者は、606(b)の廃棄を主張しているが、そうすることは、立法者の意図を無視し、宣告を弾劾するための評決後陪審員の証言禁止の基礎を支える重要な政策利益を無視することになる $^{(16)}$ 。結局国会は、606(b)によって、唯一、陪審宣告の終局性という目的利益を守ろうとしている $^{(17)}$ 。

さらに第二の視座から、陪審評議室での録音を禁じる立法がなされた。

② 第二の視座に基づく連邦法 1508

連邦陪審に録音録画が現れたのは、1994年であった。そのときシカゴ大学研究グループは、陪審評議の研究に着手していた。研究者は、カンザス州などの連邦地裁で陪審評議の録音録画を六件実施した。裁判官、弁護人、検察官の許可を得ていたが、陪審員の同意は取っていなかった。1995年10月に、下院は、陪審評議の盗聴について協議した。集団評議の有益性を事件当事者(被告人)は失ってしまうであろうことが懸念されてのことである(18)。

録音録画は、評議中のものであるが、それが分析され検証発表されるのが、評決後であるとするならば、問題は、評決後の陪審秘密の公開と変わりはない。以下に法案成立経過をやや詳しく引用するが、そのことにより、立法者および司法当局者の評議の秘密に関する考え方や感性が明瞭に認識できる。

下院に召還されたシカゴ大学教授に対して、議員の一人は「二度と盗聴できないようにする」と断言した。委員長は、録音を許可した裁判長を告発した。検事総長は、このような実験をしたことを公然と非難した。「司法局のわれわれとしては、いかなる条件の下においても、又その目的如何にかかわらず、陪審評議が録音等盗聴されたりすることに反対する。このような実験が、陪審員間の意見の交換と議論を抑圧する結果になることは明らかである。」と発言し、「陪審員室へのこのような侵害を将来にわたって防止するための法案を提出する」と宣言した。いくつかの法案が提出された後、結果として連邦法 1508 が可決された。以後連邦では、評議または採決中の大陪審、小陪審を意図的に録音したり聞いたり、観察したりすれば、違反となり、千ドル以下の罰金もしくは一年以下の拘禁、あるいは両罰併科されることになった。立法は、シカゴ大学陪審研究プロジェクトに対する反応がきっかけとなったものであるが、その目的は、連邦裁判所での大陪審・小陪審の陪審員のプライバシーの保護にあった。立法者のその後の最終目標は、陪審員室

での陪審員評議が、一切もれないようにすることであり、陪審評議を抑圧するいかなる要素も取り除き、陪審員室の神聖な秘密性を保持するために法案を通さなければならないと立法説明された。秘密性は、陪審員の率直な議論を喚起するために必要であるという根拠に基づくものである。陪審員の役割が面倒なものとなれば多くの市民が今以上に、陪審員につくことを避けるようになり、陪審制度の維持が困難になる、という政策的理由に基づく。また陪審評議の秘密は、刑事被告人保護の基本原理でもある(19)。

この法に対しては、第一の視座からは、被告人が、宣告に対する異議申し立てあるいは上訴提起のためにその録音録画を使用しないことを了解の上同意し、あわせて陪審員全員が同意すれば問題はない、と批判する<sup>(20)</sup>。

この法は、陪審裁判手続きに対するいかなるプレスの侵害に対しても連邦政府が激しい嫌悪感を抱いていることを示している<sup>(21)</sup>。なおニューヨーク、フロリダ、メイン、アリゾナそしてテキサス州以外の州は、陪審評議の録画録音に対して禁止規定を設けている(2006年6月1日現在)<sup>(22)</sup>。

## 四 アメリカ陪審評議の秘密評決後公開の裁判所外での実相

裁判所(法廷)内での厳格な評議の秘密の原理および政策に対して、 裁判所(法廷)外では、評議の秘密が公開されている。アメリカ全土の新聞、 雑誌等には、どのような内容の陪審秘密が、元陪審員によって語られている のであろうか、またプレスの取材に対して元陪審員がどのような反応を示し ているのであろうか、それらについての現実を論文の中に見ることによって、 他国では見聞されない評議の秘密の公開の実相に触れることができる。評議 の秘密公開の有益性と有害性が、評決後インタビューに関する議論にどのよ うに結びついているのかについて、検討する。ただ何が有益で何が有害であ るかは、相対的である。

陪審評議の秘密性は、長い間、すべてのアメリカの裁判所において認

められてきた。秘密性こそが陪審評議プロセスの基本であるように考えられてきた。陪審は、歴史的には、隔離された状態で役務に従事し、その評議の秘密は完全に守られてきたが、いつの時からか、特に耳目を集める事件で、裁判後に、当事者やその弁護人によって、プレスを通して、次第に公開されるようになった。今や、プレスが元陪審員にその評議について質問することは、何も新しい現象ではなくなった。元陪審員から彼らの評議の中の様子を聞きだすことは、今日では広く行き渡っている<sup>(23)</sup>。陪審員へのプレスインタビューは、陪審員経験を知る唯一の窓ではないが、重要な一つであることに変わりはない。陪審裁判の件数が比較的少ないという理由で、その重要性を軽視すべきものではない<sup>(24)</sup>。

1980年から1995年までの間に、大手新聞、雑誌は多くの有名な陪審事件の評決後インタビューの記事を生み出した。それら評決後インタビューに関する記事内容を二種類に分けて引用する。以下の分別は相対的でありかつそれら境界はかならずしも明確ではない。

- ① 評決後インタビューに対する積極的評価に援用されやすい記事内容 (第一の視座に結びつく傾向にある)
- 1 評決の後、陪審員のあるものは、何のためにプレスに話すことを選択するのか。多くは陪審経験の記憶を整頓しておきたいからという理由が占める。時々、その評決が、社会の反発と暴動の恐怖に屈服したという批判に対して、「評決は、法によって決定された。脅迫によってではない。評決は、白人と黒人の争いではない」「市民は、後知恵で陪審を批判するのではなく、われわれの結論に至った理由を知る必要がある」といった発言をインタビューの機会にしているものもある。このように元陪審員が、その評決に対する社会からの批判に対して弁明、反論をするために、プレスインタビューの機会を利用することがある<sup>(25)</sup>。但しその発言内容の真偽は定かでないとさ

れている。

- 2 評決の後、元陪審員のあるものは、何をプレスに話すのか。コメントの約3分の1は、決定の根拠についてであった。被害者、証人、被告人の証言の信用性などの証拠についての発言があった。また裁判官の説示によって法をどのように運用したかについての発言も多かった。例えば、「裁判官の説示により詳しく叙述された基準を適用して結論に至った」「われわれは『合理的な疑い』に固執した。われわれの評決は、法の要請するものに一致する」「検察側が、立証していなかった。それで私は余儀なく無罪にさせられると感じた」のように、法と証拠について述べるものがあった。また裁判官に対しては、肯定的評価が多いが中には担当裁判官の説示を批判するものもある。即ち、「陪審員は、言葉を掘り下げながら、何回も裁判官の法の説示に立ち返った」という肯定的な評価もあるが、「裁判官の説示では、被告人からの没収について、陪審員が採決できるか否かが明確でなかった。もし明確になされていたら、被告人の資産を全部没収できていたかもわからない」という否定的な評価の記事もある。(26)
  - ② 評決後インタビューに対する消極的評価に援用されやすい記事の内容 (第二の視座に結びつく傾向にある)
- 1 元陪審員は、時々陪審が到達した評決に対して動揺と疑いを表明する。このようなコメントの割合は全記事の4%と低いが、彼らは強い感情を吐露する。評議で有罪を主張していたものが、結果として無罪に従った。しかし彼は結果的に自らが屈服したことに対する疑問を「評決不能陪審にすべきであった」とプレスに話す。また評決後インタビューの内容がきっかけとなり、元陪審員同士の対立が報じられることもある。「元陪審員の同僚を名誉毀損で訴えている。なぜなら、彼は、私が過ちを犯したので陪審員を解任されたとテレビで話したからだ」。元陪審員は、時々陪審の中間採決についても述べようとする。記事の42%では、インタビューを受けた陪審員は、陪審の早い段階での中間採決を公開している。「陪審は、8:4から11:1に、

そして 12:0 に有罪採決が移行した」「6:6 で出発し、つぎに9:3 の有罪方向に動き、最終的には全員一致で有罪になった」「最初8:4 で無罪方向、次に9:3 の無罪方向であったところ、とんぼ返りが起こり、有罪方向の9:3 になった。陪審は行き詰まり、解任された」などの記事がある。中間的な採決の内容が読者の関心を引く様子がうかがわれる。(27)

2 表現の自由には、表現したくない自由も含まれるとすると、その ような元陪審員は、プレスの取材攻勢から逃れることができているのであろ うか。52 件のうちの25 件の記事には、何人かの元陪審員が、プレスに対す るプレッシャーを感じており、評決後一時的に姿を消すものがいた、との記 事が見受けられる。「一つの陪審のほとんどがプレスを拒否していた。あるも のは家族にプレスとは話したくないと言わせていたし、あるものはしばらく 町を去った。|「あるものは、裁判終了直後、被告人が正面玄関でプレスに捕 まっているのを幸いに横出口から出たが、そこに待ち受けていたプレスにつ かまった | 「アパートのロビーからレポーターを退去させるために警察官を呼 んだ | 「連邦裁判所司法官は、ボディーガードとして、元陪審員のアパートや 家への道路で列をなすカメラマンやレポーターの列から、元陪審員を助けだ した | 「元陪審員は宣告後追い回されることを理由に、姿を消すことを選択し た | 「心身喪失を理由に無罪を言い渡した陪審員たちは、自分たちがプレスに 注目されていることに気づいた。元陪審員の家の周りがプレス関係者に囲ま れ、束縛を感じた元陪審員は、一時引っ越した」との記事がある。プレスに 困惑しているこのような記事がプレスによって発表されているが、その性質 上さらに多くのプレスからの困惑が秘匿されていると考えたほうが賢明であ ろう。<sup>(28)</sup>

## 五 評決後インタビューに対する評価

上記の評決後インタビューの実相描写が示すように、元陪審員は、評 議のさまざまな側面をプレスに公開している。元陪審員による公開は、社会 教育、評決の社会的受容、陪審の説明責任、のような価値の増進に有益であると強調する視点と、公開が陪審員の評議室内での率直さとプライバシーの価値を掘り崩す点において有害であると強調する視点がある<sup>(29)</sup>。

#### ① 有益性を強調する視点

第一の視座と結びつく傾向にある。社会は、評決後インタビューを通 して、評議の作用を知り、裁判に対する社会的信頼を増進する<sup>(30)</sup>。評決後イ ンタビューは、陪審員の解釈と理解を公開し、陪審員が至った結論への経過 を検証する。そして裁判官、弁護人に、それらの情報を提供する<sup>(31)</sup>。プレス によって攻撃される元陪審員を見て将来の陪審員としてのサービスを避けよ うとするものが出てくる、というような潜在的な恐れで公開を制限すること は、重大で差し迫った脅威とまではいえないので許されない(32)。また陪審員 のプライバシーの懸念では、修正第1条の表現の自由の制限の正当化はでき ない。また元陪審員の中には、プレスの注視を楽しむ者もおり、各陪審員は 評決後インタビューに参加する権利を有する<sup>⑶</sup>。仮に元陪審員に対してこれ らの侵害の可能性があるとしても、可能性の段階で何らかの制限処置を取る ことは、時期尚早である<sup>(34)</sup>。 陪審員の評決と、引き続いての評決後インタビュー を通して、社会は陪審員からのメッセージを獲得する。評決後インタビュー は、評議中の陪審員を抑圧するどころか彼らの義務をより真剣なものとしそ の責任を促す。さらにプレスは、陪審評議に基づく評決の根拠に迫る。評決 後インタビューは、侵害ではなく知識の獲得のための手段である(35)。

#### ② 有害性を強調する視点

第二の視座に結びつく傾向にある。陪審員に対する評決後インタビューは陪審員制度に脅威を与える。インタビューに応じる元陪審員自身あるいは同僚元陪審員の評議の時の意見が正確に反映されていない公開であるコメントは、陪審の尊厳を傷つける。また元陪審員は、自らが参加したその評決を疑問視したり、それを否認したりさえすることがある。このようなコメントは、陪審評決とそれに至る手続きに対する社会の信頼を損傷する。さ

らに後に評議中の自己の意見が公開されることを恐れて、評議の間意見表明を拒絶する場合のような陪審員室での冷却効果は、陪審評議の意義の大半を失わせることになる。<sup>(36)</sup>

プレスが元陪審員を取り囲むようにしてつくり出されるショーは、元陪審員を家まで追い回すが、それは法的手続きを貶め、元陪審員のプライバシーに立ち入る。元陪審員に対するこのような処遇は、陪審サービス終了に伴う、陪審員から一般市民への移行を、長くてつらい裁判の後の、ということ以上に、困難にさせる。陪審員への尊厳は、裁判官の尊厳のように、当事者と共同体が、判決を受け入れるために最も重要なことである。裁判官は、彼らの判決の意見を通してのみ語り、彼らが至った結論までの道程を、頼まれても丁重に断る。裁判行為の基準と適切な裁判行動の規範は、裁判官が公衆に向けたコメントをすることを禁じる。その目的は、司法の尊厳を守るためであり、それはその決定が受け入れられ裁判の公平性に疑いの生じないようにするためである。裁判の尊厳を守るためには、裁判官のそれのように、評議の秘密は、陪審員にとっても重要なことである。(37)

## 六 憲法上の保護の相克

陪審員の報道陣への公開は、上記の両立しない理念的価値の問題だけでなく、両立しない憲法上の価値をも巻き込む。修正第1条と同6条の相克である。巡回裁判所は、修正条項が、陪審員の公開を律することについて意見が分かれたままである。最高裁判所はその問題に対して明確な解答を示していない<sup>(38)</sup>。

#### ① 修正第1条

第一の視座の憲法上の根拠である。宣告後の元陪審員の報道陣に対する公開が許される理由の一つは、このような公開が修正第1条表現の自由の伝統に一致しているからである。アメリカ社会においては、言論の禁止は疎

んじられる。一般的に言論の自由の権利は、絶対ではなく、時、所、禁止の方法、によっては規制されるべきものであるにもかかわらず、アメリカの言論の自由の伝統は強固に残っている。陪審員が評決後のインタビューで、評議の経過について話すことを禁止されたならば、彼らは、彼らの決定の理由を説明する有用な手段を直ちに失うことになる。なぜならば陪審員は、裁判官と違って宣告に至る歩みを説明する表現手段を持たないからである<sup>(39)</sup>。

元陪審員が、修正第1条により発言の自由を主張できるのと同じように、プレスは、修正第1条の下に元陪審員から聞いたことを記事にしたり出版したりする権利を持つ。裁判所は、合法的に獲得された情報を出版するプレスに対してその禁止をすることについては、長い間慎重な態度を取り、極端な場合だけ禁止を課してきた。しかしそのときでさえ、裁判所には、出版禁止をさせるだけの納得のいく証明をする義務がある<sup>(40)</sup>。

#### ② 修正第6条

第二の視座の憲法上の根拠である。陪審員の評議の秘密は、修正第6条とも関連する。即ち同条は、偏頗のない陪審員による公正な裁判に対する刑事被告人の権利と関係する。少なくとも刑事事件の文脈において、競合する憲法上の保護の範囲においては、修正第1条が同6条に勝っているかどうかについてはあきらかではない。Branzburg v. Hayes 事件で裁判所は、公正な裁判確保のために必要であれば、プレスに対して、取材および出版を禁止することもありうると判断した<sup>(41)</sup>。

刑事事件の被告人は、公正な裁判を受ける権利を有している。そしてその公正な裁判は、評決後のインタビューで、危険に晒されることもありうると議論される。かねて言われているように、評議中の自分の意見が、後で同僚陪審員によって社会に公開される可能性があれば、陪審員によってはそのことに怯え、プレッシャーを感じて、他の陪審員に立ち向かえないことがある。そうであるならば、どのような意味において彼ら陪審員が、被告人に公正な裁判をもたらすことができるといえようか。このような陪審は、修正

第6条が求めている公平な陪審とは言えない。陪審評議にとって陪審員の意 見の率直さが重要であることの理由の一つは、陪審員は、彼らの友人や隣人 が同意しないであろう見解でもすすんで提示できること、評判の悪い被告人 のためにも投票できること、陪審員が後に公開されないことを知っているか らこそ、個人的な経験に過ぎないことからもコメントできるのである。もう 一つの理由は、集団決定過程は、さまざまな個人が、情報の異なる断片を思 い出し、それが集団考察のために異なった視点の提供に貢献するという根拠 に基づくものである。この陪審員の回顧と視点の多種混合により、集団は最 も良い回答にいたるのであり、陪審が正確な回答に到達することができるの である。陪審員が評議の間中、後の恐ろしい社会の酷評について自己検閲を するほどになれば、陪審は、考察のためのさまざまな視点と議論を獲得する 機会を逸することになる。陪審評議は、陪審員が、それぞれの心に浮かぶ何 事かを語りあうのであるが、それには彼らが評議している同胞に対しての不 愉快な考えも含む。もし陪審員が、自己の発言が後に社会で公開されるかも 知れないことがわかって抑制を感じるとすれば、陪審がそうあるべきだとさ れている、集団評議の有益性を事件当事者、即ち被告人は失ってしまうこと になりかねない(42)。

# 七 アメリカ陪審裁判官による陪審員と陪審制度保護のための 戦略的手法

アメリカ陪審の評議の秘密の評決後の公開の事情を検討する場合、法 廷内と法廷外に分けて考察する必要のあることはすでに述べた。法廷外での 支配的原理である修正第1条の表現の自由の権利の射程は、法廷内へは及ば ない。両世界の境界は場所的に明確である。しかし法廷外の表現の自由は、 法廷内の陪審保護政策を侵食しようとする。それに対して法廷内での支配原 理であるコモンロー原理、即ち評議の秘密原理は、陪審員と陪審制度の保護 のために、陪審裁判官の戦略的手法を手段にして、その境界線を越えて、法 廷外を覆う修正第1条に対して攻撃的防御をおこなう。

評決後の元陪審員へのインタビューには、弁護人(被告人)からのものとプレスによるものとがあるが、弁護人からのインタビューは、裁判所から大幅な制限を受ける。プレスによるインタビューとは、およそその趣を異にしている。

#### ① 第二の視座からの評決後インタビューの制限(対弁護人・被告人)

陪審員が、その職を解かれた後も、弁護人と被告人は、限定された範囲でしか、元陪審員への接近が許されない。担当裁判官によっては、全面的に禁止される場合がある。多くの連邦裁判所は、元陪審員に連絡をとろうとする弁護人に、事前の許可申請を要求する(43)。連邦裁判所は、元陪審員に対する接触制限によって守ろうとしている利益を明らかにしている(i)陪審員を敗者被告人側のハラスメントから守る。(ii)宣告後の、弁護人からの詮索的質問から陪審員を守ることによって、評議中の自由で活発な評議を保障する。(iii)陪審宣告の確定力と終局性を保障する(44)。裁判後の敗訴弁護人から元陪審員へのインタビューは、必ずしも反倫理的とは言えないまでも、連邦裁判所が、このような質問を好ましいものとは、思っていないことは明らかである。連邦裁判所の大多数は、裁判終了後の、弁護人による元陪審員に対する働きかけの権能を大部分制限している(45)。州によって違いはあるが、地方裁判所の大部分も、宣告後の弁護人に対して陪審員へのインタビューを規制している。51 州のうち 40 州はこの規制をおこなっている(46)。

しかしそれにもかかわらず、有罪宣告の後、弁護人のあるものは、調査人を雇い、元陪審員に電話を掛けさせ、どのようにして評決に達したのかを質問させる。弁護人は、これらの質問は、将来の訴訟戦略のためのものであり、当該事件のためのものでないと主張するが、裁判所はその主張を認めない。調査人の質問からは、陪審員の宣告を無効にする何かを探そうとして

いることは明らかであるとする。実際弁護人が裁判後に元陪審員に話しかける目的は、陪審宣告を弾劾するためと、将来の裁判の戦略のための二つの目的がある。しかし裁判所は、陪審員室で起こったことに対する質問で元陪審員に圧力を掛けるべきではないと考える<sup>(47)</sup>。

弁護士会の多くは次にように考える。弁護士は、裁判終了後の陪審員に対して、質問を行う権利を持つが、元陪審員を困惑させるものであってはならず、また将来の陪審員に影響を与えてはならない<sup>(48)</sup>。したがって弁護人が、元陪審員に対してインタビューをしようとするならば、その裁判所が従っている規定があるかどうかを確かめなければならない。規定がない場合は、事前に裁判所の許可をとってから元陪審員に接触すべきである。もしその手順を踏まない場合には、弁護人は、倫理規定、コモンロー、地方裁判所規定、そして個々の裁判官命令により、罰則を含むサンクションを受ける可能性があることになる<sup>(49)</sup>。

② 第二の視座に立つ陪審裁判官による評決後インタビューに対する戦略的制限(対プレス)

プレスの元陪審員に対するインタビューは、弁護人のそれとは異質である。敗者弁護士は、判決を覆す目的をもって陪審員にインタビューをするが、プレスのインタビューはその目的とは関係がないと考えられている<sup>(50)</sup>。連邦証拠法 606(b) は、起訴と宣告の威厳を守るのであり、法廷内においてのみ適用される。法廷外での自ら進んでする元陪審員のプレスインタビューへの発言を禁じるものではない<sup>(51)</sup>。

新聞と雑誌のインタビューは、社会のメンバーが陪審について知る唯一の方法である。陪審員は彼らの体験を、本、雑誌、週刊誌、に記事を書き、テレビやラジオのトークショーに出演して表現する<sup>(52)</sup>。陪審員へのプレスインタビューは、陪審員経験への唯一の窓ではないが、重要な一つである。比較的陪審裁判の数が少ないとしても、それらは、社会の目には大きく写っている<sup>(53)</sup>。陪審員が、その評議を、宣告後に公開することは、陪審の作用につ

いて学ぶ機会を提供する。陪審を務めた人は、積極的な経験をする。しかし経験しない人は、経験した人々からの記事を読むことによって、陪審システムについて学ぶことができる。トクビルは、アメリカ陪審を、その司法制度の面よりむしろ政治的な面において賞賛した<sup>(54)</sup>。

このように、評決後インタビューは、刑事裁判システムの最も秘密的な局面について、公衆のより広い理解に貢献する実例が多くあるにもかかわらず、アメリカの陪審裁判官は、裁判後に記者会見を開き、最高入札者に評議の暴露を売る陪審員によって脅かされ、評議過程の秘密性を掘り崩されはしないかと案じている(55)。陪審裁判官は、このようなインタビューは、市民教育のためではなく、ただ新聞雑誌を売らんがためにのみおこなわれているものであって結局陪審員室を侵害するものだと考えている(56)。陪審裁判官は、裁判終了時に「あなた方は、陪審サービスのことについて、だれにも話す義務はない」としばしば説示するが、元陪審員には、憲法上の「表現の自由」(修正第1条)があり、それは、彼らが陪審員に従事しただけのことで消えるものではなく、プレスもまた、修正第1条上に、取材権を持つ(57)。

話したくない元陪審員は、宣告後、プレスの取材の追跡を受けることがある。連邦保安官に助けを求め、警察を呼び、アパートから逃避し、土地を離れて、プレスの追撃を避ける努力をしながら、自らのプライバシーを失っていることに気づく「SBIO」 元陪審員は、プレスによって絶えず追い回されているので、彼らにとって陪審経験は否定的な経験と性格づけられるようになり繰り返したくない経験となる可能性がある。陪審員は通常の市民であり、訓練を受けることなくまた専門知識もなく同胞市民を裁くという困難な仕事に従事する。彼らは共同体から召還され、共同体に戻る。評議中とその後の評議の秘密性は、陪審員のプライバシーを守る。陪審員は、宣告をした後は、それぞれの私生活に戻ることができなくてはならない。評議中の個人的な意見や投票が宣告後公開されるにいたっては、元陪審員は、陪審員としての役割から脱し、再び共同体に戻ることが困難となる。このような公開により、

陪審員には、召喚状の時よりもさらなるプレッシャーと困惑を感じざるを得ないであろう。事件が有名であればあるほど、陪審員は、陪審員室の評議で発言したことが、後に社会に公開されることに困惑する。「陪審に対する社会の不満は、陪審裁判所は、犯罪者を十分に罰していないという考えに基づくものである。シンプソン事件のように、社会を怒らせる事件は、すべて、被告人に有利な判決である。」と指摘されている「59」。この有罪方向への社会の圧力に耐えるには、陪審としての宣告がアナウンスされる以外は、評議中の彼らの個人的な意見と中間採決が後に暴露されないであろうことを陪審員が知っていることが必要となる。

陪審義務を困難なこととして経験した陪審員は、平時に戻ることを待ち焦がれるものの、宣告後、自分自身が、プレスの攻撃を受けていることに、そしてプライバシーを失っていることに気づく。

一方プレスに話す元陪審員の中には、自らが社会の注目を集めて、一躍有名になり、名声と富を得ようとするものもある<sup>(60)</sup>。このような元陪審員は、陪審員から、通常人として社会に復帰することに換えて、元陪審員であることで収入化をはかろうとする。このような陪審員は、陪審サービスの市民義務を、富と名声に変換しようとする<sup>(61)</sup>。危険は単純ではない<sup>(62)</sup>。問題は、むしろこのような陪審員の評議中の意見と投票にある。当該陪審員は、評議に際して、実際に自己が判断する内容よりも、将来出版物の発行部数のために、読者受けのする意見と投票を優先する。シンプソン事件で、何人かの元陪審員は、その陪審経験について出版した<sup>(63)</sup>。そのうちの一人の陪審員の出版物のタイトルの選択は、陪審担当裁判官の忠告にもかかわらず、すでに評議前に、自己の表明すべき見解を決定していたことを物語っている<sup>(64)</sup>。このような情勢の中で、陪審裁判官は、しばしば陪審員に対して口止め命令(gagorders)を発令する。これは、陪審員がプレスに話すことを禁じる事前抑制の形態である<sup>(65)</sup>。

口止め命令に対する上訴審の判断は、巡回裁判所よって分かれると言われる。United States v. Sherman 事件で、陪審裁判所は、宣告後の陪審員に対して、口止め命令を出した。プレスの取材権の修正第1条での拡大と、陪審裁判官の陪審員保護および被告人の公正な裁判を受ける権利を含有する修正第6条との相克の始まりであった。異議申し立てを受けた第9区上訴審は、禁止が広範に過ぎると判断した<sup>(66)</sup>。一方1997年ニューオリンズ上訴審は、「命令は合憲である。司法管理に対する重大な危機に対する限定的な防御である」と判決した<sup>(67)</sup>。

陪審法廷によっては、陪審員に対して直接表現を禁止する口止め命令 に換えて、プレスの陪審員への接触を禁止する命令を出すことによって同様 の効果を得ようとする裁判所もある。しかしその場合でも、競合する権利の 存在に対する明白で差し迫った危険が存在しない限り、広範にわたる命令を 出すことに、消極的である。禁止をできるだけ狭い範囲に絞り、修正第1条 項に対して最小限度の影響にとどめている。それは上訴審での破棄を避ける ためである。しかしすべての裁判官がそうだとは限らない<sup>(68)</sup>。プレスに対す る接触禁止命令を出す陪審裁判官は、しばしば最高裁判所の意見の中の一つ を引用して積極的に命令を出す。「法廷は、偏見に満ちた外部の影響から彼ら の手続きを保護するために法と規制による手段を講じることが許される | (69)。 このような陪審裁判官が陪審員に対して頻繁に口止め命令を出し、プレスに 対して接触禁止命令を出すにもかかわらず、そのうちかなりの命令が、上訴 審で破棄される。それにもかかわらず出される両命令は、早期の効果的制御 を求める陪審裁判官の戦略的手段として作用する。命令は、具体的、即制裁 の脅威をその背景に持つ。その命令は、報道公開に対する禁止と同程度の事 前規制であり、一般的には、無効と推定すべきものではある。しかしなお陪 審裁判官の中には積極果敢に戦いを挑むものがいる。ただ上記無効推定の法 理は、必ずしも上訴審において支配的なものであるとは断言できない(70)。穏 やかな合理的可能性基準を適用して「命令は、広範に過ぎることはない。そ

の命令は、公正な裁判のための修正第6条における訴訟当事者を保護するための言論の制限の範囲を超えるものではない」との結論を出す上訴審もある(71)。

陪審裁判官は、裁判官として、直接自らが、裁判手続きの尊厳と基本政策を維持する責任を負う。プレスの関心は、公正な裁判や適正手続きといった論点とは無関係である。プレスの関心ごとは、情報公開であり個別の裁判の取材を通しての経済的利益と評価にある。それゆえ陪審裁判官は、積極果敢に、公正な裁判のための被告人の憲法上の権利の保護と適切な司法の社会的正義のためにプレス管理に携わらなければならないと考えている「72」。

連邦最高裁判所は、プレス取材に修正第1条の権利を認め、刑事事件手続き全般について、プレスの権利の範囲を拡張してきたが、陪審員に対する評決後インタビューについては、今なお疑問を呈している「<sup>73</sup>」。修正第1条の権利は、修正第6条の権利と、陪審員プライバシーの権利との両者と対立する関係にある「<sup>74</sup>」。陪審員評決後インタビューを認めるかどうかについては統一された基準はなく、最高裁判所は、相克する利益の調整点(middle ground)を見出そうと苦悩している「<sup>75</sup>」。

#### ③ 第二の視座に立つ陪審裁判官による匿名陪審

陪審裁判所は、今世紀に入ったころから、危険性のない事件の場合でも、陪審員の氏名、住所をプレスおよび社会から隠す方法を見出しつつある。最近の事件でも裁判官は、陪審員の名前を秘密にし、それに違反したレポーターに、陪審員への接触という法廷侮辱罪の判決をくだした(76)。匿名陪審の利用は、比較的最近の現象である。アメリカで、最初の匿名陪審は、1977年のニューヨークの連邦裁判所に現れた。被告人が、途方もなく暴力的であり、担当の陪審員にあるいは元陪審員に被害が及んではいけないと裁判官が考えたためである。その後、ほとんど使われることはなかったが、1980年代に入って、例外的な場合に限ってニューヨークの連邦裁判所で使われ始めた。ワシ

ントン DC は、当時アメリカではもっとも治安の悪いところであった。しか し1990年代の中ごろになって、いくつかの裁判所で、特別なことがない場合 にも使われだした。例えばカリフォルニアの二人の裁判官は、すべての陪審 裁判に用いた。その効力は、上訴審で破棄されるまで継続した。連邦のほと んどの裁判所で、匿名陪審は、裁判所が、裁判と参加者に対する管理のため に用いるいくつかの手段のうちの一つと認識されだした。さらに合衆国司法 協会は、2004年に「陪審員と陪審員予定者の身元情報の含まれた記録は、公 開のファイルケースに入れるべきでなく、また裁判所およびそのウェブサイ ト上の閲覧に供すべきでない | と宣言した。それまでは、ほとんどの連邦上 訴裁判所は、陪審員の住所と氏名へアクセスすることは修正第1条上の権利 であるとし、陪審裁判所の匿名陪審命令に対する上訴審で、憲法条項に対す る厳格すぎる制限を理由に破棄してきた。しかし厳格でない匿名陪審の方法 については、上訴審でしばしば認容されるようになった<sup>(777)</sup>。上訴審判決の中 にその利益の比較考量が伺える。「強い公開性の社会的政策と陪審員の合法的 利益の安全性を守ることによる陪審員制度の保護政策との均衡において、わ れわれは、プレスが、宣告終了後には、陪審員の氏名と住所の入手を求める 権利があることを認めるものである。しかし同時にわれわれは、陪審裁判所 が、それら公開の方法と時期そして条件についての裁量権や、公開そのもの を拒否する裁量権を持っていることも認めざるを得ない(78) |。

裁判所が、陪審名簿に「匿名陪審」と表示する傾向は、次第に増してきている。それは裁判所における陪審秘密への大きな傾斜の証左である。裁判所のこのような秘匿は、プレスのすべての事実を集める能力を妨げる。プレス側からは、裁判所、陪審員、そして訴訟当事者は、社会の監視を受けなくなれば、容易に不適切な状態に陥るという批判がなされている(79)。

また匿名陪審に対しては、被告人側からも批判の対象がなされている。 ほとんどすべての連邦および州地方裁判所は、時に匿名陪審を使用するが、 被告人側はそれに対して、頻繁に異議申し立てをして、修正6条についての

合憲性を争っている。それに対して裁判所は、被告人の憲法上の権利と陪審 員の安全性との均衡を保つテストを使用するようになっている<sup>(80)</sup>。

ただ匿名陪審は、必ずしも効果的でない場合も多いと指摘されている。2011年フロリダ陪審は、2歳の娘を殺害し、その遺体を遺棄した疑いで裁判に掛けられていた被告人に無罪を言渡した。その無罪評決に民衆は激怒した。その怒りは、12人の元陪審員に向かった。フロリダの反応は、幾人かの元陪審員の家庭を直撃した。秘匿されていたはずの何人かの陪審員の住所と名前が何らかの方法で特定されていた。判決直後、激怒した住民の集団は、法廷に押し寄せた。手に持ったプラカードには、「陪審員は全員殺人者」「12人はまったくの馬鹿もの」とかかれてあり、群衆はそれを読み上げていた。あるレストランには、「あの陪審員入店お断り」と表示されていた。脅威はさらに深まった。一人の元陪審員は、職を解かれ、周囲の憎悪を避けるようにその町を去った。他の元陪審員は、保安官に、宣告後は「自宅の中が刑務所となった」と報告した「811」。

この事例は、有名な事件に関与した元陪審員が直面する問題を示している。この評決の後、多くのプレスの販売代理店のものが、取材応援のために当地にはいりこんだ。そして特定されていない秘匿陪審員の情報開示を求めた。このような動きは、社会やプレスが、事件にある種の興味を示している場合には、それほど特別なことではない。そしてこのようなことは、裁判前後、そして裁判中にさえ起こりうるのである。同種の問題が、2年後にフロリダ陪審で再び起こった。17歳のアフリカ系アメリカ人を射殺したとして、起訴された被告人が、正当防衛を主張した。そのとき殺害された少年は、武器をもっていなかった。陪審が、無罪を評決した後、怒号が、陪審員に浴びせかけられた。多くの人間が、元陪審員を追い、その間他のものが元陪審員の6人の女性の住所を探し出した。誰かがインターネットに書き込みをした「元陪審員の息子を殺害し、その殺害者は釈放されるべし」「820。

この裁判が始まるとき、裁判官は、弁護人の申し立てに応じて、匿名 陪審を許可した。裁判官はこう宣言した「このような処置は、将来の陪審員 を一般社会からのハラスメントとプレッシャーから保護するためには必要で ある |。陪審員の住所と名前は、ただ弁護人が知っているだけであった。最高 裁判所は、陪審員情報の開示については、何も述べていない。この問題につ いての解決は、多くの裁判所で統一されるには程遠い現状にある。陪審員が、 陪審員室の中で、自らが下そうとしている評決の内容が、社会の中にあって は、不人気なものであるのではないかと感じ、意見を変更するようであれば、 被告人の修正第6条の公正な裁判に対する権利は、危うくなる(83)。公平な陪 審は、以上のように、ただ被告人の憲法上の権利だけでなく、市民参加型司 法システムのためにも重要である。異例の事件では、匿名陪審はこの目標を 確実にするためには必要である。陪審員に被告人の暴力的人格を警戒させる よりもむしろ、匿名性は、現存する恐怖をやわらげ偏見による外部からの力 を防止する。又有名で資金力のある被告人に、有罪宣告を打ち砕くためにそ の名声と資力を使用させないことは、裁判手続きの威厳を保持するためにも 重要なことである(84)。

## 八 アメリカ陪審評議の秘密評決後の公開に関する現在の傾向

陪審評決の事後検証についての、アメリカ政府の統治の傾向は「プレス取材と報道は、陪審員に対して、困惑と脅威を与え、陪審員のプライバシーを侵害するのみならず、陪審員室での自由な議論を阻止し、裁判所の判決の社会的信頼を侵食する」として、取材と報道に対して、より制限的な傾向にある<sup>(85)</sup>。立法府は、連邦証拠法 606(b)を採択した。そして裁判所は同条の例外を狭く解釈している。他方陪審裁判所は、陪審員への宣告後の接触禁止命令を、さらに匿名陪審を増加させている。この傾向は、裁判所が、個々の事件の陪審宣告の公正よりは、陪審制度の維持という全体への関心が深いことを示している。今後、裁判所と立法者が、「陪審員と陪審が全体として十分守

られている」と確信しない限り、陪審評決事後報道と検証に対する法規制は むしろ強まると予測されなければならないであろう<sup>(86)</sup>。

#### 九 おわりに

アメリカ陪審評議の秘密の評決後の公開の問題について、他国と相違 して公開が認められていると表現することは誤りではない。しかしアメリカ においては表現の自由によって公開が無条件全面的に認められているとして 自らの公開論の根拠にすることは、危険である。公開が認められているのは 一般社会に対してだけであり、上訴審法廷では禁止されている。さらに立法 者、裁判所が、公開を好ましいと考えていないことに注視すべきである。他方、 アメリカは表現の自由を定めた修正第1条によって陪審秘密が公開されるの であり、特殊な国であって自国の参考にならないとして以後陪審秘密の研究 についてアメリカに関心を示さないとすれば、貴重な研究対象を失うことに なる。アメリカ陪審評議の秘密の中に、イギリス陪審を源流とする評議の秘 密のコモンローが脈々と流れており、アメリカ連邦証拠法 606(b) および連邦 刑法 1508 に具象化され、裁判所(法廷)内における陪審評議の秘密を完全に 覆っている。陪審裁判官が発する口止め命令、陪審員への接触禁止命令、匿 名陪審の戦略的手法と表現の自由の相克の中からも貴重な論点の検討が可能 である。評議の秘密について公開非公開と、どのような立場に立とうとも、 アメリカ陪審評議の秘密の実相と議論から自国制度の考察のための多くの視 座を獲得できるはずである。

同じ評決後インタビューであっても、弁護人からのそれには厳しい制限が課せられている。敗訴被告人からの上訴理由発掘のための詮索が、インタビューによっておこなわれることが警戒されている。インタビュー自身は、法廷外のものであるが、それから得られる果実の、上訴審での606(b)に対する挑戦の芽をあらかじめ刈り取ることに有益であるからである。その制限は、

陪審宣告の終局性の確保による要請である。評決が、証拠に基づく評議によって決定せられたものではなく、明らかに誤判の原因になるべき偏見等によるものであったとする元陪審員が証言がなされようとしても、それが内因性事情、誤解を恐れずに大胆に言えば、陪審員室のドアの中の事情である限り、その内容の証言は日の目を見ない。その意味で裁判所(法廷)内では元陪審員の、修正第1条により保護されている表現の自由は完全に姿を消す。また同時に当該敗訴被告人は、自らの冤罪を立証する機会を与えられることなく宣告が確定される運命にある。そのとき修正第6条によって保護されている被告人の公平な陪審による公正な裁判を受ける権利は画餅と化す。連邦証拠法606(b)を前にして憲法修正の両条項が影を潜める逆転現象は、その連邦法条文を支える陪審のコモンロー原理(jury secrecy - 陪審とは、後から問われないこと)が、修正第1条、同6条が規定する憲法上の保護をも凌駕することを物語るのであろうか。

一方プレスの元陪審員に対するインタビュー自身には、個々の陪審評決の終局性の原理を危うくさせるだけの働きはない。陪審員室の中の意見や事情が、法廷外でいかように公開されようともそれが上訴審において証言として検出されることが制止されている限り、その一個の陪審評決の終局性が揺らぐことはない。問題は、陪審裁判官がどのような戦略的手段を用いて「話したくない元陪審員」を保護するかということである。「話したくない」陪審員のプレスからの取材攻撃を予測する陪審員の評議室内における「冷却効果」により後の社会での公開を恐れるあまり、陪審員が、社会的に見て不人気な意見を出すことをはばかることがあるとすれば、陪審評議のあるべき姿は失われる。さらにそのようなことが原因で陪審員の義務履行を辞退する市民が増えれば、陪審が共同体を代表するものであるという基盤が失われていくのみならず、制度自身が消滅の運命に身をゆだねることにもなりかねない。それらへの危惧は、陪審員に対する口止め命令、プレスに対する陪審員への接

触禁止命令、匿名陪審という陪審裁判官の戦略的手法へと連なっていく。陪審裁判官が、陪審員のプライバシー保護、そして究極的には陪審員制度そのものの保護を政策的根拠にして、修正第1条表現の自由への積極果敢な挑戦が続く。

陪審裁判官の戦略的手法が、修正第1条に対していかに劣勢であろうとも、アメリカ陪審について立法者、裁判所が、陪審裁判というものの本質としての基本原理(jury secrecy)を信条としていることに揺るぎはない。アメリカ陪審においてもそのものの基底に流れるこの陪審秘密原理は、イギリスをはじめとするコモンウェルス諸国と同一であり、さらに言えば、アングロサクソン諸国における陪審評議の秘密の本質は、その司法的側面においてほぼ完全な重なり合いを示す。司法世界の領域に届く由もない「話したい」元陪審員によって語られた評議の秘密事項の評価は、玉石混合するすべての表現の価値の淘汰とともに、一般社会の思想市場にゆだねられ、表現の自由というアメリカ民主主義の一原理に吸収され、渦巻き螺旋状に埋没されていく。

陪審裁判において、その評議の秘密のドアを上訴審法廷内で公式に開ければ、陪審の終局性と制度そのものの存立が危うくなり、他方閉じたままであれば、被告人の公正な裁判が確保されない冤罪という名の危険因子を評議室内に遊泳させる。個々の被告人の権利を保護するのか、大きく陪審制度の存立を保護するのか、二者択一を迫られた連邦最高裁判所は、大なるものを選択せざるを得ないとした。それはより善きものへの選択ではなく、より悪魔性の小さきものへの選択である、と表現したアメリカ連邦最高裁判所の苦悩は、今後も続いていくのであろうか。

- (1) James W. Diehm, *IMPEACHMENT OF JURY VERDICTS: TANNER v. UNITED STATES AND BEYOND*, ST. JOHN'S LAW REVIEW, Vol.65, No.2, 1990, at 437.
- (2) Clifford Holt Ruprecht, *ARE VERDICTS, TOO, LIKE, SAUSAGES? LIFTING THE CLOAK OF JURY SECRECY,* UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA LAW REVIEW, Vol.146:217,1997, at 267.
- (3) James, W. Diehm, supra note 1, at 438. AMENDMENT I; Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances.
- (4) Ibid. AMENDMENT VI; In all criminal prosecutions, the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial, by an impartial jury of the State and district wherein the crime shall have been committed, which district shall have been previously ascertained by law, and to be informed of the nature and cause of the accusation; to be confronted with the witnesses against him; to have compulsory process for obtaining witnesses in his favor, and to have the Assistance of Counsel for his defense.
- (5) Clifford Holt Ruprecht, supra note 2, at 243.
- (6) Amanda R.Wolin, What Happens in the Jury Room Stays in the Jury Room...but Should It?: A Conflict Between the Six Amendment and Federal Rule of Evidence 606(b), UCLA LAW REVIEW, Vol.262, 2012, at 264.
- (7) James W. Diehm, supra note 1, at 438.
- (8) Alison Markovitz, *Jury Secrecy During Deliberations*, The Yale Law Journal, Vol. 110:1493, 2001, at 1501.
- (9) Andrew J. Hull, Unearthing Mansfield's Rule: Analyzing the Appropriateness of Federal Rule of Evidence 606(b) in Light of the Common Law Tradition, Southern Illinois University Journal of Law, Vol.38, Spring 2014, at 7.
- (10) Clifford Holt Ruprecht, supra note 2, at 230.
- (11) Alison Markovitz, supra note 8, at 1502. Rule 606. Juror; (b) During an inquiry into the Validity of a Verdict or Indictment. (1) Prohibited Testimony or Other Evidence. During inquiry into the validity of a verdict or indictment, a juror may not testify about any statement made or incident that occurred during the jury's deliberations; the effect of anything on that juror's or another juror's vote; or any juror's mental processes concerning the verdict or indictment. The court may not receive a juror's affidavit or evidence of a juror's statement on these matters. (2) Exceptions. A jury may testify about whether; (A) extraneous prejudicial information was improperly brought to the jury's attention. (B) an outside influence was improperly brought to

bear on any juror, or (C) a mistake was made in entering the verdict was on the verdict form.

- (12) Christine J. Iversen, *Post-Verdict Interviews: The Key to Understanding the Decision Behind the Verdict*, The John Marshall Law Review, Vol. 30/ Issue 2, 1997, at 529.
- (13) Alison Markovitz, supra note, at 1502.
- (14) Andrew J. Hull, supra note, at 7.
- (15) Christopher B. Mueller, *Jurors' Impeachment of Verdicts and Indictments in Federal Court Under Rule 606(b)*, Nebraska Law Review, Vol.57/ Issue, Article 6, 1978, at 965.
- (16) Id., at 29.
- (17) Id., at 20.
- (18) Nancy S. Marder, *Deliberations and Disclosures: A Study of Post-Verdict Interviews of Jurors*, IOWA LAW REVIEW, February 1997, at 531.
- (19) Id., at 532.
- (20) Torrence Lewis, *Toward a Limited Right of Access to Jury Deliberations*, Federal Communications Law Journal, Vol.58/ Issue 1, Article 7, 2006, at 212-213.
- (21) Daniel H. Erskine, Esq. An Analysis of the Legality of Television Cameras Broadcasting Juror Deliberations in a Criminal Case, AKURON LAW REVIEW, Vol. 39:70, 2006, at 719.
- (22) Id., at 720.
  - U.S. Code 1508: Whoever knowingly and willfully, by any means or device whatsoever-
  - (a) records, or attempts to record, the proceedings of any grand or petit jury in any court of the United States while such jury is deliberating or voting-
  - (b) listens to or observes, or attempts to listen to or observe, the proceedings of any grand or petit jury of which he is not a member in any court of the United States while such jury is deliberating or voting-
  - shall be fined under this title or imprisoned not more than one year, or both.
  - Nothing in paragraph (a) of this section shall be construed to prohibit the taking of notes by a grand or petit juror in any court of the United States in connection with and solely for the purpose of assisting him in the performance of his duties as such juror.
- (23) Public Disclosures of Jury Deliberations, HARVARD LAW REVIEW, Vol. 96, No. 4, Feb. 1983, at 887.
- (24) Nancy S. Marder, supra note 18, at 476.
- (25) Nancy S. Marder, supra note 18, at 474.
- (26) Nancy S. Marder, supra note, 18, at. 477.
- (27) Nancy S, Marder, supra note, 18, at. 487.
- (28) Nancy S. Marder, supra note, 18, at. 505,506.
- (29) Nancy S. Marder, supra note, 18, at. 489.

- (30) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 523.
- (31) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 524.
- (32) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 535.
- (33) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 525.
- (34) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 527.
- (35) Ibid.
- (36) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 473.
- (37) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 505,506.
- (38) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 518.
- (39) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 519.
- (40) Christine J. Iversen, supra note, 12. at. 520.
- (41) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 523,524.
- (42) Christine J. Iversen, supra note, 12, at. 525.526.
- (43) Kenneth E. Krosin and Michael E. McCabe, Jr. ETHICAL AND LOCAL RULE RESTRICTIONS ON INVESTIGATIONS OF POTENTIAL JURORS AND POST-TRIAL CONTACT WITH JURORS. American Bar Association Section of Intellectual Property Law, December 5-7, 1995, at 324.
- (44) Id., at 328.
- (45) Id., at 332.
- (46) Id., at 333.
- (47) After the Verdict: May Counsel Interrogate Jurors?, Catholic University Law Review, Vol.17, Issue 4, Article 3, 1968, at 465.
- (48) Kenneth E. Krosin and Michael E. McCabe, Jr, supra note, 43, at 331.
- (49) Kenneth E. Krosin and Michael E. McCabe, Jr, supra note, 43, at 335.
- (50) Christine J. Iversen, supra note, 12, at 524.
- (51) Christine J. Iversen, supra note, 12, at 529.
- (52) Nancy S. marder, supra note, 18, at 474.
- (53) Nancy S. marder, supra note, 18, at 475.
- (54) Nancy S. Marder, supra note, 18, at 489.
- (55) Jane Kirtley, *Keeping Jurors' Lips Sealed*, American Journalism Review, January/February 1998, at 1.
- (56) Ibid.
- (57) Ibid.
- (58) C. THOMAS DIENES, *Gagging Trial Participants*, Communications Lawyers, Spring 2001, at 4.

- (59) Jane Kirtley, at 1.
- (60) Nancy S. Marder, supra note, 18, at 505.
- (61) Nancy S. Marder, supra note, 18, at 506.
- (62) Ibid.
- (63) Ibid.
- (64) Ibid.
- (65) Christine J. Iversen, supra note, 12, at 514.
- (66) Ibid.
- (67) Lucy A. Dalglish and Gregg P. Leslie, *The First Amendment Handbook-Seven Edition*, The Reporters Committee for Freedom of Press, 2011, at 48.
- (68) Jane Kirtley, supra note, 55, at 1.
- (69) C. THOMAS DIENES, supra note, 58, at 3.
- (70) Ibid.
- (71) Jane Kirtley, supra note, at 1.
- (72) Hon. Cynthia Stevens Kent and Hon.Sharen Wilson, Presiding over a Capital Case: A Benchbook for Judges(PDF files), Chapter 4: Media and The courts, at 69. http://www.judges.org/capitalcasesresources/book.html
- (73) Christine J. Iversen, supra note, 12, at 510.
- (74) Christine J. Iversen, supra note, 12, at 509.
- (75) Christine J. Iversen, supra note, 12, at 510.
- (76) A Maine law; and restrictions on interviews, Reporters Committee for Freedom of the Press http://www.rcfp.org/secret-justice-secret-juries/maine-law-and ?restrictions-interviews
- (77) REPORTERS COMMITTEE FOR FREEDOM OF THE PRESS, The rise of anonymous juries
  - http://www.rcfp.org/secret-justice-jury-records-and-proceedings/rise-anonymous-juries
- (78) REPORTERS COMMITTEE FOR FREEDOM OF THE PRESS, The growing trend toward anonymous juries
  - https://www.rcfp.org/secret-justice-anonymous-juries/growing-trend-toward-anonymous juries
- (79) Court of Appeals of Michigan. IN RE: DISCLOSURE OF JUROR NAMES AND ADRESSES. PEOPLE of THE STATE of Michigan, Plaintif-Appellee, v. Ervin Dewain Mitchell, Defendant, Detroit Free Press, Inc., Appellant. Docket No. 195970. Decided: February 2, 1999
- (80) Kory A. Langhofer, Unaccountable at the Founding: The Originalist Case for Anonymous Juries, The Yale Law Journal, Vol.115, No.7, May 2006, at 1823.
- (81) SCOTT RITTER, Beyond Verdict: Why Courts Must Protect Jurors from the Public Before,

During, and After High-Profile Cases, INDIANA LAW JOURNAL, Vol. 89:91, 2014, at 911,912.

- (82) SCOTT RITTER, supra note 81, at 912,913.
- (83) SCOTT RITTER, supra note 81, at 915,916.
- (84) Eric Wertheim, *Anonymous Juries*, Fordham Law Review, Vol. 54/ Issue 5, Article 11, 1986, at 1003.
- (85) James W. Diehm, supra note 1, at 49.
- (86) Id., at 50.